

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく耐震化促進について

1. 目的

建物の倒壊危険度が高く重点的な取り組みが必要な区域において、個別訪問による直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発を行うとともに、木造住宅に対する耐震補強、除却工事費助成を拡充し、住宅建築物の耐震化を促進する。

2. 事業内容

緊急耐震重点区域や個別訪問計画、実績等の公表を定めた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき事業を実施する。【資料1】

(1) 対象区域 倒壊危険度の高い区内11区域(対象約4,000棟)

(2) 内容

- ① 区域内対象建物の全戸個別訪問の実施(平成29年度4地区)
- ② 助成費用の拡充(耐震改修・除却工事費助成)

【補強改修工事費助成】

	助成割合	上限	拡充分(上限額へ上乗せ)
戸建て	1/2	1,500千円	300千円
共同住宅	1/3	3,000千円	300千円

【除却工事費助成】

	助成割合	上限	拡充分(上限額へ上乗せ)
戸建て	1/1	1,500千円	300千円
共同住宅	1/1	3,000千円	300千円

3. 開始時期

- (1) 拡充策の実施 平成29年5月1日より
- (2) 個別訪問の実施 平成29年7月上旬より

【資料1】

品川区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

項目	記載する内容	
目的	建物の倒壊危険度が高く重点的な取り組みが必要な区域において、戸別訪問による直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発を行うとともに、木造住宅に対する耐震補強、除却工事費助成を拡充し、住宅建築物の耐震化を促進する。	
位置付け	耐震改修促進計画を一部改正し、アクションプログラムを位置付ける。	
緊急耐震重点区域	整備地域内のうち、倒壊危険度の高い建物倒壊危険度ランク4以上(H25(第7回)東京都調査)の下記11区域 ・二葉3丁目・豊町5丁目・西品川2丁目・旗の台4丁目・戸越4丁目 ・中延5丁目・西品川3丁目・戸越2丁目・大井2丁目・小山2丁目 ・戸越1丁目	
対象建築物	緊急耐震重点区域内に存する全ての住宅 ※建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)以前に新築工事に着手した建築物に限る。	
計画期間	平成29年度から平成32年度の4か年 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。	
戸別訪問の実施	H29年度	二葉3丁目、豊町5丁目、西品川2丁目 旗の台4丁目
	H30年度	戸越4丁目、中延5丁目、西品川3丁目 戸越2丁目
	H31年度	大井2丁目、小山2丁目、戸越1丁目
その他の普及活動と関係団体との連携	戸別訪問とあわせ、品川区住宅耐震化促進協議会、東京都建築士事務所協会品川支部、J S C A品川世話役会と連携し、下記の啓発活動を実施する。 ・建築士による無料相談窓口の開設と簡易耐震診断の実施 ・関係団体による無料相談会の実施	
実績の公表	品川区ホームページへの取り組み内容を公表する。 ・訪問戸数 ・耐震診断実績 ・耐震改修・除却工事費助成の実績	

品川区 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 取組目的

建物の倒壊危険度が高く重点的な取り組みが必要な区域において、戸別訪問による直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発を行うとともに、木造住宅に対する耐震補強、除却工事費助成を拡充し、住宅建築物の耐震化を促進する。

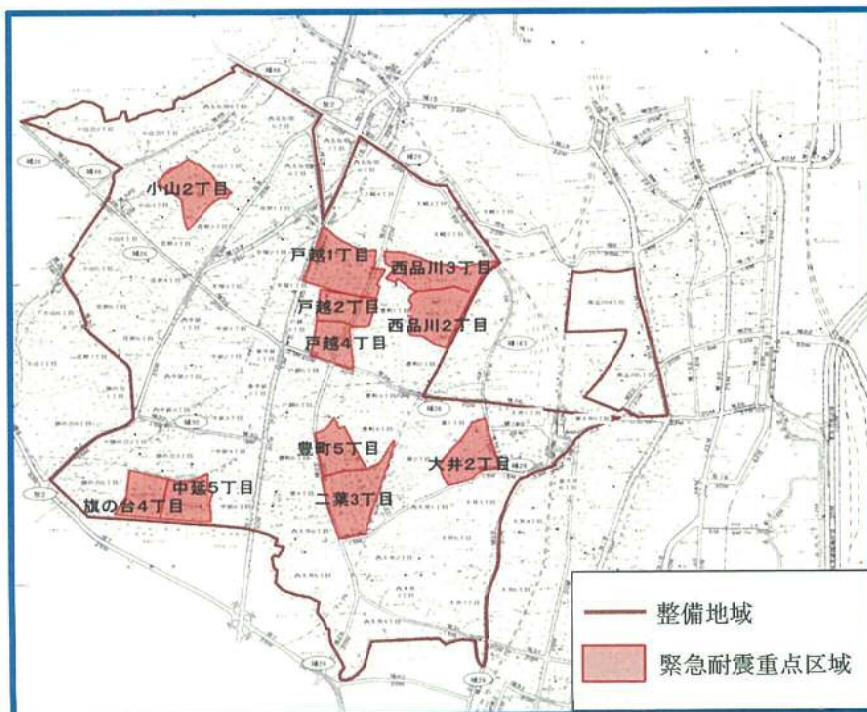
2. 対象住宅

緊急耐震重点地区内に存する全ての住宅

※建築基準法における新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)
以前に新築工事に着手した建築物に限る。

3. 緊急耐震重点区域の設定

整備地域内のうち、倒壊危険度の高い建物倒壊危険度ランク 4 以上(H25(第 7 回)東京都調査)の下記 11 区域
(対象約 4,000 棟)



4. 取組期間

本プログラムの取組期間：平成 29 年度～平成 32 年度の 4 か年

	H29	H30	H31	H32
戸別訪問の実施	4 区域	4 区域	3 区域	
助成金の拡充				

5. 戸別訪問の実施

緊急耐震重点区域内の対象となる住宅全棟の戸別訪問を実施し、直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発を図る。

- ① パンフレット等による耐震化の必要性・助成制度の説明
- ② 不在時はアンケート用紙を配布し、返信郵送により回収
- ③ 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)の記録整理と地図情報としての活用

6. 助成金の拡充

緊急耐震重点区域内において助成金

(耐震改修および除却工事費)の拡充策の実施

	現行助成額	拡充助成額 (現行への上乗せ分)
戸建て住宅(木造)	上限 1,500 千円	300 千円
共同住宅(木造)	上限 3,000 千円	

7. その他の普及啓発活動と関係団体との連携

戸別訪問とあわせ、品川区住宅耐震化促進協議会、東京都建築士事務所協会品川支部、J S C A 品川世話役会と連携し、下記の啓発活動を実施する。

- ・建築士による無料相談窓口の開設と簡易耐震診断の実施
- ・関係団体による無料相談会の実施

8. 実績の公表

品川区ホームページへの取り組み内容の公表

- ① 訪問戸数
- ② 耐震診断実績
- ③ 耐震改修・除却工事費助成の実績